

給電運用基準

平成29年 4月

九州電力株式会社

この基準は、電気事業法第28条の41の規定に基づき電力広域的運営推進機関が策定した「業務規程」、並びに同法第28条の40第3号及び第28条の45の規定に基づき同機関が策定した「送配電等業務指針」を踏まえて策定したものである。